

## 第85期末（平成26年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	842,987	預 金	4,857,406
現 預 金	24,456	当 座 預 金	500,529
預 け 金	818,531	普 通 預 金	1,207,728
コ ー ル 口 ー ン	94,120	通 知 預 金	44,650
買 入 金 銭 債 権	19,384	定 期 預 金	2,993,888
特 定 取 引 資 産	24,690	そ の 他 の 預 金	110,609
商 品 有 価 証 券	3,487	譲 渡 性 預 金	76,210
特 定 金 融 派 生 商 品	21,203	債 券 発 行 高	4,825,232
有 価 証 券	1,971,165	コ ー ル マ ネ ー	21,613
国 債	1,612,887	特 定 取 引 負 債	15,153
地 方 債	69,376	特 定 金 融 派 生 商 品	15,153
社 債	250,023	借 用 金	1,486,481
株 式	29,387	借 入 金	1,486,481
そ の 他 の 証 券	9,490	外 国 為 替	68
貸 出 金	9,488,403	外 国 他 店 預 り	24
割 引 手 形 付 越	240,493	外 国 他 店 借	0
手 形 貸 付	380,794	売 渡 外 国 為 替	43
証 書 貸 付	7,866,384	未 払 外 国 為 替	0
当 座 貸 越	1,000,730	そ の 他 負 債	179,705
外 国 為 替	15,471	未 決 済 為 替 借	11
外 国 他 店 預 け 替	7,513	未 払 法 人 税 等	10,738
買 入 外 国 為 替	981	未 払 費 用	10,389
取 立 外 国 為 替	6,976	前 受 収 益	12,548
そ の 他 資 産	24,029	従 業 員 預 り 金	3,710
未 決 済 為 替 貸	3	金 融 派 生 商 品	873
前 払 費 用	6,630	金 融 商 品 等 受 入 担 保 金	494
未 収 収 益	7,950	リ ー ス 債 務	6
金 融 派 生 商 品	865	資 産 除 去 債 務	77
金 融 商 品 等 差 入 担 保 金	111	未 払 債 券 元 金	110,893
そ の 他 の 資 産	8,467	そ の 他 の 負 債	29,960
有 形 固 定 資 産	41,905	賞 与 引 当 金	4,260
建 物	15,825	退 職 給 付 引 当 金	17,446
土 地	23,569	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	83
リ ー ス 資 産	9	睡 眠 債 券 払 戻 損 失 引 当 金	4,203
建 設 仮 勘 定	126	環 境 対 策 引 当 金	213
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	2,374	支 払 承 諾	88,797
無 形 固 定 資 産	13,430	支 払 承 諾	86,820
ソ フ ト ウ ェ ア	9,877	代 理 貸 付 保 証	1,976
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	3,552	負 債 の 部 合 計	11,576,874
前 払 年 金 費 用	12,664	（純資産の部）	
繰 延 税 金 資 産	57,183	資 本 金	218,653
支 払 承 諾 見 返	88,797	危 機 対 応 準 備 金	150,000
支 払 承 諾 見 返	86,820	特 別 準 備 金	400,811
代 理 貸 付 保 証 見 返	1,976	資 本 剰 余 金	0
貸 倒 引 当 金	△234,575	そ の 他 資 本 剰 余 金	0
		利 益 剰 余 金	102,149
		利 益 準 備 金	17,913
		そ の 他 利 益 剰 余 金	84,236
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	590
		特 別 積 立 金	49,570
		繰 越 利 益 剰 余 金	34,074
		自 己 株 式	△1,005
		株 主 資 本 合 計	870,608
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	12,174
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	12,174
		純 資 産 の 部 合 計	882,783
資 産 の 部 合 計	12,459,658	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	12,459,658

第85期 (平成25年4月1日から平成26年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経	常 收 益		189,163
資	金 運 用 收 益	161,328	
	貸 出 金 利 息	148,332	
	有 価 証 券 利 息 配 当	9,892	
	コ ー ル ロ ー ン 利 息	95	
	買 現 先 利 息	49	
	預 け 金 利 息	783	
	そ の 他 の 受 入 利 息	2,175	
役	務 取 引 等 收 益	11,765	
	受 入 為 替 手 数 料	1,603	
	そ の 他 の 役 務 收 益	10,161	
特	定 取 引 收 益	6,602	
	商 品 有 価 証 券 收 益	29	
	特 定 金 融 派 生 商 品 收 益	6,572	
そ	の 他 業 務 收 益	5,392	
	外 国 為 替 売 買 益	2,208	
	外 国 債 等 債 券 売 却 益	3,183	
そ	の 他 経 常 收 益	4,075	
	償 却 債 権 取 立 益	110	
	株 式 等 売 却 益	76	
	そ の 他 の 経 常 收 益	3,889	
経	常 費 用		162,386
資	金 調 達 費 用	27,179	
	預 金 利 息	3,995	
	譲 渡 性 預 金 利 息	153	
	債 券 利 息	14,883	
	コ ー ル マ ネ ー 利 息	74	
	債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0	
	借 入 金 利 息	8,003	
	そ の 他 の 支 払 利 息	69	
役	務 取 引 等 費 用	4,127	
	支 払 為 替 手 数 料	387	
	そ の 他 の 役 務 費 用	3,740	
特	定 取 引 費 用	404	
	特 定 取 引 有 価 証 券 費 用	404	
そ	の 他 業 務 費 用	1,660	
	国 債 等 債 券 売 却 損	1,516	
	国 債 等 債 券 償 却	118	
	国 債 券 発 行 費 償 却	23	
	金 融 派 生 商 品 費 用	2	
営	業 経 常 費 用	78,802	
そ	の 他 経 常 費 用	50,210	
	貸 倒 引 当 金 繰 入 額	43,984	
	貸 出 金 償 却 損	1,675	
	株 式 等 売 却 損	56	
	そ の 他 の 経 常 費 用	152	
		4,341	
経	特 別 利 益		26,777
	固 定 資 産 処 分 益	46	46
特	別 固 定 資 産 処 分 損	304	351
	減 損 損 失	47	
税	引 前 当 期 純 利 益		26,472
法	人 税、 住 民 税 等	17,202	
法	人 税 等	△3,250	
法	人 税 等		13,952
当	期 純 利 益		12,519

## 第85期（平成25年4月1日から） 株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	危機対応準備金	特別準備金	資 本 剰 余 金	
				その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	218,653	150,000	400,811	0	0
当期変動額					
剰余金の配当					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分				0	0
固定資産圧縮積立金の取崩					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	-	-	0	0
当期末残高	218,653	150,000	400,811	0	0

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
		固定資産圧縮積立金	特別積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	17,014	624	49,570	26,919	94,128	△995	862,598
当期変動額							
剰余金の配当	899			△5,397	△4,498		△4,498
当期純利益				12,519	12,519		12,519
自己株式の取得						△11	△11
自己株式の処分						0	0
固定資産圧縮積立金の取崩		△33		33	-		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	899	△33	-	7,154	8,021	△10	8,010
当期末残高	17,913	590	49,570	34,074	102,149	△1,005	870,608

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	13,882	13,882	876,480
当期変動額			
剰余金の配当			△4,498
当期純利益			12,519
自己株式の取得			△11
自己株式の処分			0
固定資産圧縮積立金の取崩			-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△1,707	△1,707	△1,707
当期変動額合計	△1,707	△1,707	6,303
当期末残高	12,174	12,174	882,783

## 個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 重要な会計方針

#### 1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下、「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として、時価のある株式については決算期末月1ヵ月平均に基づいた市場価格等、時価のある株式以外のものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	2年～60年
その他	2年～20年

##### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については零としております。

#### 5. 繰延資産の処理方法

債券発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

#### 6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

## 7. 引当金の計上基準

### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

### (2) 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

### (3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理
数理計算上の差異	各発生年度の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

#### （追加情報）

当金庫は、平成26年3月に確定給付企業年金制度の改訂を行いました。また、平成26年4月に確定給付企業年金制度の一部を終了し、確定拠出年金制度を導入しております。

本制度改訂及び一部終了に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 平成19年2月7日改正）を適用しております。

本制度改訂に伴い、退職給付債務が8,926百万円減少し、過去勤務費用が同額発生しており、当事業年度より職員の平均残存勤務期間内の一定の年数（14年）による定額法により損益処理しております。

なお、一部終了に伴い発生する終了損失については、当事業年度に計上しておりますが、その影響は軽微であります。

### (4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

### (5) 睡眠債券払戻損失引当金

睡眠債券払戻損失引当金は、負債計上を中止した債券等について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

### (6) 環境対策引当金

環境対策引当金は、PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると認められる額を計上しております。

## 8. ヘッジ会計の方法

### (1) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

### (2) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間（又は内部部門間）の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引に対して、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。

## 9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 表示方法の変更

### (貸借対照表関係)

前事業年度において「その他資産」の「その他の資産」に含めていた「前払年金費用」は、「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令」（内閣府・財務省・経済産業省令第4号 平成25年9月27日）により改正された「経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成20年内閣府・財務省・経済産業省令第1号）別紙様式」を適用し、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度において、「その他の資産」に含めていた「前払年金費用」は13,206百万円であります。

## 追加情報

### (特別準備金)

平成20年10月1日の株式会社化に伴い、株式会社商工組合中央金庫法附則第5条に基づき、資本金、利益剰余金から特別準備金への振替を行っております。

なお、特別準備金は、次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、特別準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第2項の規定に基づき、資本準備金及び利益準備金の額の合計額が零となったときは、特別準備金の額を減少することができます。なお、特別準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、特別準備金の額を増加しなければなりません。
- (3) 自己資本の充実の状況その他財務内容の健全性が向上し、その健全性が確保されるに至ったと認められる場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条の規定に基づき、株主総会の決議によって、特別準備金の額の全部又は一部を国庫に納付することができます。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、特別準備金の額を国庫に納付するものとされています。

### (危機対応準備金)

株式会社商工組合中央金庫法附則第1条の2に基づき、危機対応業務の円滑な実施のため、政府が出資した金額を危機対応準備金として計上しております。

なお、危機対応準備金は次の性格を有しております。

- (1) 剰余金の額の計算においては、株式会社商工組合中央金庫法第43条の規定に基づき、危機対応準備金の額は、資本金及び準備金の額の合計額に算入されます。
- (2) 欠損のてん補を行う場合、株式会社商工組合中央金庫法第44条第1項の規定に基づき、特別準備金の額が零となったときは、危機対応準備金の額を減少することができます。なお、危機対応準備金の額を減少した後において剰余金の額が零を超えることとなったときは、株式会社商工組合中央金庫法第44条第4項の規定に基づき、危機対応準備金の額を増加しなければなりません。この危機対応準備金の額の増加は、株式会社商工組合中央金庫法第44条第5項の規定に基づき、特別準備金の額の増加に先立って行うこととされています。
- (3) 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤が十分に確保されるに至ったと株式会社商工組合中央金庫が認める場合には、株式会社商工組合中央金庫法第45条に基づき、株主総会の決議によって、危機対応準備金の額の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付するものとされています。
- (4) 仮に清算することとなった場合には、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、株式会社商工組合中央金庫法第46条の規定に基づき、危機対応準備金の額を国庫に納付するものとされています。

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金総額 3,496百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は71,841百万円、延滞債権額は381,079百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は393百万円であります。

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は7,563百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は460,877百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、241,475百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	489,771百万円
担保資産に対応する債務	
預金	5,304百万円
借入金	217,000百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券57,009百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金・敷金等2,177百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、967,483百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが939,850百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の中止又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 62,855百万円
10. 有形固定資産の圧縮記帳額 17,712百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金46,000百万円が含まれております。
12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当金庫の保証債務の額は189,760百万円であります。



13. 関係会社に対する金銭債権総額 16,363百万円  
 14. 関係会社に対する金銭債務総額 5,247百万円

(損益計算書関係)

関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	204百万円
役員取引等に係る収益総額	17百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	82百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	3百万円
その他の取引に係る費用総額	4,714百万円

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数	摘 要
自己株式					
普通株式	9,801	73	2	9,871	(注)
合計	9,801	73	2	9,871	

(注) 自己株式のうち普通株式の増加は、単元未満株式の買取請求に応じたことによるものであります。減少は、単元未満株式の買増請求に応じたことによるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成26年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	167

2. 満期保有目的の債券（平成26年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 （百万円）	時 価 （百万円）	差 額 （百万円）
時価が貸借対照表計上額 を超えるもの	国債	468,023	477,628	9,604
	小計	468,023	477,628	9,604
時価が貸借対照表計上額 を超えないもの	国債	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		468,023	477,628	9,604

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成26年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 （百万円）	時 価 （百万円）	差 額 （百万円）
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 （百万円）
子会社・子法人等株式	3,441
関連法人等株式	—
合計	3,441

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成26年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	株式	15,021	7,188	7,832
	債券	1,406,556	1,398,261	8,295
	国債	1,124,939	1,118,895	6,044
	地方債	65,982	65,620	361
	社債	215,634	213,745	1,888
	その他	9,435	6,001	3,433
	小計	1,431,012	1,411,451	19,561
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	株式	1,787	2,261	△473
	債券	57,706	57,932	△226
	国債	19,924	19,980	△56
	地方債	3,393	3,401	△8
	社債	34,389	34,550	△161
	その他	8,671	8,671	—
	小計	68,164	68,864	△699
合計		1,499,177	1,480,316	18,861

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	9,137
その他	55
合計	9,193

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	437	75	19
債券	364,400	3,152	488
国債	364,400	3,152	488
その他	20,246	31	1,064
合計	385,084	3,260	1,572

## 6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は、129百万円（うち、株式11百万円、社債118百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分ごとに次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先	時価が取得原価に比べて下落
要注意先	時価が取得原価に比べて30%以上下落
正常先	時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、要注意先とは今後管理に注意を要する債務者、正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の債務者であります。

### (税効果会計関係)

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	64,333百万円
退職給付引当金	1,695
その他	10,635
繰延税金資産小計	76,664
評価性引当額	△11,654
繰延税金資産合計	65,010
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	6,686
子会社株式	815
固定資産圧縮積立金	324
その他	0
繰延税金負債合計	7,826
繰延税金資産の純額	57,183百万円

2. 「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が廃止されることとなりました。これに伴い、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.83%から35.45%となります。この税率変更により、繰延税金資産が2,370百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

### (1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 152円51銭

純資産額の算定にあたっては、株式会社商工組合中央金庫法施行規則に基づき、危機対応準備金及び特別準備金を控除しております。

1株当たりの当期純利益金額 5円75銭